

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2024年9月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2024年8月中旬～2024年9月中旬）

- 定年退職年齢の段階的引き上げに関する決定
- インターネット広告識別性に関する法執行ガイドライン
- 市場監督管理部門によるビジネス環境改善に向けた重点施策（2024年版）

II. 今月の中国関連ブログ記事

- 【重要裁判例シリーズ】12 数値範囲に対する均等論の適用が認められた事例
- 外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）

III. 中国法務の現場より

- 深セン日本人学校男児刺殺事件に関する中国国内の報道

IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2024年8月中旬～2024年9月中旬）

◆ 定年退職年齢の段階的引き上げに関する決定¹

全国人民代表大会常務委員会 2024年9月13日公布 2025年1月1日施行

1. はじめに

2024年9月13日、定年退職年齢の段階的引き上げに関する決定が全国人民代表大会常務委員会で審議・可決され、国務院が起草した「定年退職年齢の段階的引き上げに関する弁法」（以下、「**本弁法**」という。）を承認した。1950年代に現行の定年退職年齢が定められてから70年以上を経て、初めて定年退職年齢が調整されることとなる。

中国の現行の定年退職年齢は、男性が60歳、女性は身分や職務の有無により50歳または55歳に分けられており、現状では世界的に見て男女ともいずれも比較的低い水準にあるが、現在の定年退職年齢は、中国国民の平均寿命の増加、高齢化の進展、労働力構造の変化にそぐわなくなっている。これらの課題に対応するため、2013年の中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議において、政府は「段階的な退職年齢引き上げ政策の研究・策定が必要」という提案がなされた。それから実に10年以上の議論と準備を経て、2025年1月1日から、本弁法の正式施行により、ようやく定年退職年齢の引き上げが実施されることになる。

本弁法は、全文で9条と短い規定であるが、男女別の定年退職年齢対照表、年金納付に関する最低納付年数の引き上げ一覧表を含む4つの別表がついている。主な内容は以下のとおりである。

2. 定年退職年齢の段階的な引き上げ

本弁法では、2025年1月1日から、15年間をかけて、男性従業員と元の定年退職年齢が55歳であった女性従業員は、4か月ごとに1か月ずつ引き上げのペースで、定年退職年齢をそれぞれ63歳と58歳まで引き上げ、元の定年退職年齢が50歳であった女性従業員は、2か月ごとに1か月ずつ引き上げのペースで、定年退職年齢を55歳まで段階的に引き上げられることになる²。具体的には以下のとおりである³。

男性従業員の定年退職年齢引き上げ対照表（元の定年退職年齢は60歳）

生年月	元の定年退職時期	改定後の定年退職時期	改定後の定年退職年齢	引き上げ月数
1965年1月	2025年1月	2025年2月	60歳1か月	1か月
2月	2月	3月		
3月	3月	4月		
4月	4月	5月		
1965年5月	2025年5月	2025年7月	60歳2か月	2か月
6月	6月	8月		
7月	7月	9月		
8月	8月	10月		
.....				
1976年9月	2036年9月	2039年9月	63歳	36か月
10月	10月	10月		
11月	11月	11月		

¹ 中国語で「关于实施渐进式延迟法定退休年龄的决定」という。

² 本弁法第1条

³ 本弁法添付資料1ないし3

生年月	元の定年退職時期	改定後の定年退職時期	改定後の定年退職年齢	引き上げ月数
12月	12月	12月		

女性従業員の定年退職年齢引き上げ対照表（元の定年退職年齢が55歳であった場合）

生年月	元の定年退職時期	改定後の定年退職時期	改定後の定年退職年齢	引き上げ月数
1970年1月	2025年1月	2025年2月	55歳1か月	1か月
2月	2月	3月		
3月	3月	4月		
4月	4月	5月		
1970年5月	2025年5月	2025年7月	55歳2か月	2か月
6月	6月	8月		
7月	7月	9月		
8月	8月	10月		
.....				
1981年9月	2036年9月	2039年9月	58歳	36か月
10月	10月	10月		
11月	11月	11月		
12月	12月	12月		

女性従業員の定年退職年齢引き上げ対照表（元の定年退職年齢が50歳であった場合）

生年月	元の定年退職時期	改定後の定年退職時期	改定後の定年退職年齢	引き上げ月数
1975年1月	2025年1月	2025年2月	50歳1か月	1か月
2月	2月	3月		
1975年3月	2025年3月	2025年5月	50歳2か月	2か月
4月	4月	6月		
.....				
1984年11月	2034年11月	2039年11月	55歳	60か月
12月	12月	12月		

なお、上記のように、女性従業員の場合、改定後の定年退職年齢は元々の定年退職年齢により異なるため、本人の元々の定年退職年齢を確認することが重要である。この点、中国の法令上、女性については、幹部（又は管理・技術職）の場合は55歳、一般労働者（又は非管理職）の場合は50歳で定年退職になるとされているものの⁴、実務上、何を以て幹部又は管理・技術職であるか否かを認定するかについては、明確な基準がないため長年にわたり議論が続いてきた。このような状況の中、本弁法で、女性従業員の身分又は職務により異なる退職年齢を設定することについても、実務運用上議論があり得るとされる。

3. 基礎年金の保険料の納付期間を段階的に延長

本弁法では、2030年1月1日から、現在最低15年となっている基礎年金の保険料の納付期間を、段階的に20年まで引き上げ、毎年6か月ずつ延長すると定められている⁵。このことからすると、2025年1月1日から2029年12月31日までの間に退職する人は、この納付期間の変更

⁴ 労働社会保障部による国家规定に違反した企業従業員の早期退職手続に関する問題を是正するための通知（劳动和社会保障部关于制止和纠正违反国家规定办理企业职工提前退休有关问题的通知）の一、北京市人力資源・労働社会保障局による基礎管理の強化および退職承認業務の規範化に関する通知（北京市人力资源和劳动社会保障局关于进一步加强基础管理、规范退休核准工作有关问题的通知）の添付資料1の二

⁵ 本弁法第2条

に関する規定の影響を受けず、最低納付年数は依然として15年間であるのに対し、2030年1月1日から2038年12月31日までの間に退職する人の最低納付年数は、15年6か月から19年6か月まで段階的に増加し、2039年1月1日以降に退職する人は、最低納付年数として20年が必要となる。

なお、従業員が定年退職年齢に達しても最低納付年数に満たない場合には、規定に従って納付期間を延長し、又は一括納付により最低納付年数を満たすようにすることで、毎月基礎年金を受け取ることができる⁶。

4. 従業員は早期退職を自発的に選択することが可能

本弁法では、基礎年金の最低納付年限に達した従業員が、最長で3年間を限度に、かつ元の定年退職年齢を下回らないことを前提に、自発的に早期退職を選択することができると定めた⁷。

このことからすると、基礎年金の最低納付年限に達することを前提に、全ての男性従業員、及び管理・技術職に従事する女性従業員については、定年退職年齢が3年間引き上げられるとしても、早期退職を選択する場合には、最も早くそれぞれ60歳と55歳で退職できることは、元の定年退職年齢と変わらない。他方、管理・技術職でない女性従業員については、定年退職年齢が55歳に引き上げられる場合において、早期退職を選択しても、50歳ではなく、最も早く52歳で退職することが可能となる。

なお、従業員が早期退職を選択する場合には、受給する年金は定年退職年齢での受給分と比べて差異があるかという点について、本弁法では、年金の受給については、より長期間の納付、より多額の納付、より遅い退職で、より多く受給するという原則が明確にされている⁸。この点、主管部門である人力資源社会保障部養老保険司の責任者の解説によれば、仮に従業員が早期退職を選択しても、年金の納付年数が最低納付年限に達すれば、特段減額せずに既定の計算方法により年金は支給されるが、定年退職年齢で退職する場合と比べると、年金額は少し低くなる⁹。

5. 企業と協議の上、退職の延期も可能

本弁法では、従業員が定年退職年齢に達した場合に、所属する会社と従業員が合意すれば、最長で3年間を限度に、退職を延期することができると定められている¹⁰。この場合には、使用者にとって、定年退職年齢を超えた労働者が労働報酬、休息休暇、労働安全衛生、労災補償など基本的な権益を享受できるよう保障することが義務付けられている¹¹。

従来は、定年退職年齢に達した従業員について退職後再雇用をする場合、労務契約を結び、労働法令の適用をしないという扱いが一般的であった。今後は、退職の延期という方法を取り、従来への運用に変更が生じることが想定される。ただ、運用の詳細については、本弁法の規定だけでは不明確な点があり、今後、関連部門により、さらに、それを明確化する規定等が出される可能性があるといえる。

⁶ 本弁法第2条

⁷ 本弁法第3条

⁸ 本弁法第4条

⁹ <https://news.cctv.cn/2024/09/14/ARTILNo1ODxYHsw2uK75IFeV240914.shtml>

¹⁰ 本弁法第3条

¹¹ 本弁法第6条第1項

◆ インターネット広告識別性に関する法執行ガイドライン¹²

国家市場監督管理総局 2024年8月22日公布 同日施行

1. はじめに

中国では、広告は消費者に誤解を生じさせないように識別性が必要であることが法律で定められている¹³。その理由は、広告は商品又はサービスの販売促進のためのプロモーション手段として、その内容には誘導性、選択性、一定の誇張性などの特徴があるため、消費者が広告であることを明確に識別できなければ、広告が伝える情報を慎重かつ客観的に評価することが難しくなり、意図しない購入やサービス利用につながる可能性があるからと考えられる。この意味では、広告の識別性は消費者保護や公正な市場取引を促進するためには不可欠であるといえる。

他方、広告業界の急速な革新と発展に伴い、伝統的な広告媒介とは違い、インターネット広告の表現形式がますます複雑かつ多様化していく中で、広告情報が他のインターネット情報に紛れ込み、消費者がインターネット広告を他の非広告情報と区別しにくくなっている問題はますます顕在化している。

このような背景の下、インターネット広告に対する規制として、2023年5月1日にインターネット広告管理弁法¹⁴（以下「**管理弁法**」という。）が施行されることになった。そして、主管部門である国家市場監督管理総局は、1年余りの実践を経て、実際の法執行の過程で遭遇したインターネット広告の「識別性」をめぐる代表的な問題について、各地域での広告監督管理及び法執行の規範化を図り、事業者が法に従いインターネット広告活動を行うように指導するために、2024年8月22日、インターネット広告識別性に関する法執行ガイドライン（以下「**本ガイドライン**」という。）を公布、施行した。

本ガイドラインは、16か条で構成されており、「識別性」の観点からインターネット広告に関するコンプライアンス要件を詳細に規定している。以下では本ガイドラインにおいて特に重要と思われるポイントを整理して紹介する。

2. 「識別性」基準の明確化

広告には識別性を持たせ、「広告」であることを明示しなければならないことは、広告法で明確に定められており¹⁵、また、管理弁法では、これを改めて強調するとともに、隠蔽性の高い特定の広告の表現形式として、競争入札によって商品やサービスの関連情報を配信する場合、又はステルスマーケティング（以下「**ステマ**」という。）の方法¹⁶によって商品やサービスの販売を促進し、かつ商品購入先リンクなどの購入方法を付加する場合には、「広告」であることを目立つように表示しなければならないとされている¹⁷。

実務上、上記管理弁法で定めた二つの場合以外には、「広告」であることを明示する必要があるか、また、「広告」であることを明示しなければ「広告」と認められない余地があるか、特に、ステマによる商品やサービスのプロモーション活動において、商品購入先リンクを付加しない場合には、広告関連規制を免れることができるかなどについては、課題として議論されている。

¹² 中国語で「互联网广告可识别性执法指南」という。

¹³ 広告法第14条第1項、第2項

¹⁴ 中国語で「互联网广告管理办法」という。

¹⁵ 広告法第14条第2項

¹⁶ 中国語では「種草」と呼ばれており、その代表的な表現形式としては、管理弁法において知識紹介、体験共有、消費評価などが挙げられた。

¹⁷ 管理弁法第9条

このような課題については、本ガイドラインでは、インターネット広告はインターネット媒介を利用した広告であり、原則として、その認定基準は従来の広告と異なることを明確にしており、つまり、「広告」であることが明示されているかどうかは、広告の判定基準ではなく、「広告法」第2条及び管理弁法第2条の規定に基づき、関連商業情報が広告に該当するかどうかを認定することを強調した¹⁸。

なお、上記のような原則的な規定を実務上どのように理解して実施するかということについて、本ガイドラインは、インターネット広告の特徴を踏まえて、「識別性」の有無の観点から、どのような場合に「広告」であることを明示しなくても識別性があると認められるか、またどのような場合には「広告」であることを明示しなければならないかについて、以下のとおり明確にした。

(1) 「広告」の明示義務が緩和される場合

本ガイドラインでは、インターネット上の広告専用ブースが設定される場合、自社所有のルートで広告を発信する場合、又はライブ配信を実施する場合においては、以下で示している一定の条件を満たせば、関連広告は「広告」であることを一々明示しなくても、識別性があると認定されると定めた。

適用対象	「広告」の明示義務が緩和されるための要件
インターネット上の広告専用エリア・専用ページを設ける場合 ¹⁹	<p>インターネット広告が以下のいずれかの状況に該当する場合には、識別性があると認定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「<u>広告専用エリア</u>」を設ける場合：広告媒体主又はインターネット情報サービス提供者が、専用のエリアを設け、「広告」と明示するか、他の方法で当該エリア内の商業情報がすべて広告であることを明確に告知した場合 「<u>広告専用ページ</u>」を設ける場合：ウェブサイト、ウェブページ又はAPPなどで「広告」と明示するか、他の方法でそれらの中の商業情報がすべて広告であることを明確に告知した場合
自社所有のルートで広告を掲出する場合 ²⁰	<p>インターネット広告が以下のいずれかの状況に該当する場合には、識別性があると認定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>自社運営するプラットフォームを利用する場合</u>：商品の経営者またはサービス提供者（以下「経営者」と総称する。）が、自社所有のウェブサイト、ウェブページ、インターネットアプリケーションなどを通じて、自社の販売商品や提供サービスの広告を掲出する場合 <u>公共プラットフォーム上の自社アカウント・店舗などを利用する場合</u>：経営者がインターネットプラットフォーム上で合法に使用できるネットスペースを利用して、自社の販売商品や提供サービスの広告を掲出し、アカウント名や店舗名などでその経営者の身元を消費者に公開している場合 <u>明らかに広告であると分かる場合</u>：商業広告の性質が顕著で、消費者が容易に識別できるその他の場合
ライブ配信を実施する場合 ²¹	<p>広告に該当するライブ配信によるプロモーション活動が、以下のいずれかの状況に該当する場合には、識別性があると認定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>ライブルームの運営者またはライブストリーマー（以下「ライブストリーマー等」という。）が自分の身元を明示する場合</u>：ライブストリーマ

¹⁸ 本ガイドライン第2条、第3条

¹⁹ 本ガイドライン第7条

²⁰ 本ガイドライン第8条

²¹ 本ガイドライン第9条

適用対象	「広告」の明示義務が緩和されるための要件
	<p>一等が、ライブ配信中に自身が商品販売者またはサービス提供者であることを常に明確に示しており、またはアカウント名を通じてその身元を消費者が識別できる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>ライブ配信内容自体が広告であると明示する場合</u>：ライブ配信のページにおいて、ライブ配信内容が広告であることを顕著に明示している場合 • <u>広告の終始時点を明示する場合</u>：ライブ配信中に、広告の開始時点と終了時点を明確に示すか、はっきりとした音声で通知する場合

(2) 「広告」の明示が必須の場合

インターネット広告において「広告」であると顕著に明示しなければならない状況については、前述した管理方法で明確にされた2つの隠蔽性の高いケース（下記①と②）に加え、本ガイドラインでは、ネガティブリストの方式により、「記事広告」（下記③）のほか、包括的に規制すること（下記④）により、以下のいずれかの場合において、「広告」であると明示しなければならない。そうでない場合は主管部門が取り締まりを行うことが明確にされている²²。

- ① 競争入札による商品やサービスにおいて、「広告」であると明示しなかった場合
- ② 法律や行政法規が広告の掲出又は形を変えた掲出を禁止する事由を除き、知識紹介、体験共有、消費評価などの形式を通じて商品又はサービスの販売を促進し、かつ商品購入先リンク等の購入方法を付加したインターネット広告において、「広告」であると明示しなかった場合
- ③ 新聞記事やインターネット視聴内容などのインターネット情報コンテンツにより広告を掲出し、「広告」であると明示しなかった場合
- ④ その他、識別性がないインターネット広告を掲出した場合

3. 「広告」の明示義務の主体の明確化

管理弁法によれば、「広告」の明示義務を負う主体は、広告媒体主²³であるとされている²⁴。この点、インターネット広告の掲出において、誰が広告媒体主に該当するかについて、本ガイドラインは以下のとおり明確に定めた²⁵。

- ① 自ら広告を掲出する広告主
- ② プラットフォーム情報サービスを利用して広告を掲出するインターネットプラットフォームにおけるユーザー
- ③ インターネット広告を掲出し、又は手動やアルゴリズムなどにより広告のページ上の表示順位を調整し、表示効果に影響を与えるインターネットプラットフォーム経営者

これらの主体は、上述した「広告」の明示が必須となる場合において、「広告」の明示義務を負うことになる。

このように、実務上、かつて議論的となったKOL²⁶によるプロモーション活動において、広告主、広告代理店、MCN組織²⁷、KOLやインターネットプラットフォームなどの諸主体のうち、誰が

²² 本ガイドライン第10条

²³ 中国語で「广告发布者」という。広告法上、「广告媒体主」は、広告主又は広告主が委託した広告代理店のために広告を掲出する自然人、法人又はその他の組織であると定義されている（同法第2条第4項）。

²⁴ 管理弁法第9条

²⁵ 本ガイドライン第4条、第5条

²⁶ KOLとは、Key Opinion Leaderの略称で、特に消費者の購買意思決定に強い影響力を与える専門性を持ったインフルエンサーのことを指す。

²⁷ MCNとは、Multi-Channel Networkの略称で、中国における各種インターネットプラットフォームで活躍するKOLを含むクリエイターのサポートを提供する企業や組織を指す。

「広告媒体主」に該当するか、誰が「広告」の明示義務を負うかという点について、上記規定により明確にされた。

例えば、レビュー投稿アプリでのステマ投稿については、メーカー側（即ち広告主）が投稿内容の企画、掲出などを広告代理店に依頼して、広告代理店が KOL のマネジメントを専門とする MCN 組織と連携し、KOL に商品の使用体験などをシェアしてもらい、そして購入先リンクを付加した上で関連コンテンツをインターネットプラットフォームで公開する場合には、上記②の規定に照らし合わせれば、KOL は、インターネットプラットフォームにおけるユーザーとして、プラットフォームの情報サービスを利用して、インターネット広告に該当する商品の使用体験を投稿することからすると、広告媒体主に該当し、「広告」の明示義務を負うと考えられる。

また、この場合、KOL がどのように「広告」であることを明示するかについては、本ガイドラインでは、文字による明示のほか、音声で「広告」であることを提示することも可能であると定めた²⁸。

◆ 市場監督管理部門によるビジネス環境改善に向けた重点施策（2024 年版）²⁹

国家市場監督管理総局 2024 年 9 月 3 日公布

1. はじめに

国家市場監督管理総局は、共産党中央と国務院によるビジネス環境の改善に関する決定と方針を全面的に実行するために、2024 年 9 月 3 日、市場監督管理部門によるビジネス環境改善に向けた重点施策（2024 年版）（以下「2024 版重点施策」という。）を公布した。

2024 版重点施策は、市場化、法治化、国際化された一流のビジネス環境を継続的に構築することを目的としており、10 の市場監督管理における改善分野に対し、現時点および今後の一定期間において、ビジネス環境を改善するための重点施策計 40 条を打ち出した。以下では、重要と思われるポイントを整理する。

2. 2024 版重点施策の要点

改善分野	主な内容
市場監督管理分野の制度規則の整備	登記管理制度の整備や登記資本金の払込に関する改革の推進、医薬品分野における独占禁止ガイドライン ³⁰ 、企業に係る料金徴収における違法・不正行為に対する処理弁法 ³¹ 、ネット取引プラットフォームにおける料金徴収行為に関するコンプライアンスガイドライン ³² など政策の制定、「三品一特」（即ち製品、医薬品、食品および特種設備）に関連する制度規則の整備など
便利かつ規範的な市場進出と撤退環境の構築	企業の行政区域を跨ぐ移転の場合には、移転先で直接登記手続を行うことの明確化、電子営業許可証の利用の普及、企業の撤退手続を効率的に実施するための「ワンストップ行政サービス」の展開、企業の実名登記制度と手続の整備など
公平かつ秩序のある市場競争環境の維持	地方政府による保護主義・市場分断の打破、中小企業の権益保護などを目標とした、統一された市場や公平な競争が妨げられる規制を廃止するための取り組みなど

²⁸ 本ガイドライン第 6 条

²⁹ 中国語で「市场监管部门优化营商环境重点举措（2024 年版）」という。

³⁰ 中国語で「关于药品领域的反垄断指南」という。

³¹ 中国語で「涉企收费违法违规行为处理办法」という。

³² 中国語で「网络交易平台收费行为合规指南」という。

改善分野	主な内容
市場秩序の厳格な規律	企業の信用リスク分類管理の強化、大手企業が中小企業への未払金を期限内に支払っていない場合の関連情報公開制度の整備、広告に関する法執行・コンプライアンスガイドラインの制定など
厳格、規範、公正かつ文明的な法執行の推進	製品、医薬品、食品および特種設備の安全など重点分野における法執行の強化、過失と罰則の均衡原則及び比例原則に基づいた行政処罰の裁量権基準の健全化、不当・悪質なクレームへの規制など
品質による支援体制及び基準による先導体制の強化	中小企業の融資ルートに繋がった品質融資信用制度の策定、地方基準の制定・適用の規範化により、地方基準で商品の自由な流通が妨げられる行為の防止など
安全の最低ラインの固め	食品、医薬品、工業製品、特殊設備の安全リスク管理、安全責任などの強化
ビジネス環境の国際化水準の向上	外商投資企業登記管理制度の適正化、公証認証手続に必要な書類の調整・最適化、外国投資家の実名登記方式の改善、外国企業登記手続きの健全化、外商投資企業の組織構成・組織機構の調整への指導、自由貿易区における改革の推進、認証認可分野における国際協力の強化など
行政サービスの継続的な向上	市場進出と撤退などに関する「ワンストップで効率的なサービス」改革の推進、サービス型法執行モデルの導入など
施策の遂行に対する保障	企業がビジネス環境の改善に関する意見を反映できるルートの構築、注意喚起や指導、行政意見、行政調査、重点監督などの行政手段によりビジネス環境を破壊する行為への処理など

執筆担当：李 浚

II. 今月の中国関連ブログ記事

2024年9月にTMI 総合法律事務所ウェブサイト上でブログ掲載した、中国関連の記事をご紹介します。タイトルをクリックしていただきますと、ブラウザにて該当記事を読むことができますので、本ニュースレターと合わせて、ご参考にしていただけますと幸いです。

【重要裁判例シリーズ】12 数値範囲に対する均等論の適用が認められた事例	
掲載日	2024年9月11日
概要	数値範囲による限定を含む構成要件に対する均等論の適用に慎重な態度をとってきた中国の裁判所において、請求項に記載された数値範囲を外れるパラメータを有するイ号製品について均等侵害の成立が認められた判例を紹介しています。
外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）	
掲載日	2024年9月13日
概要	2024年9月8日に公布され、同年11月1日より施行される「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）」について、2021年版と比較しながら解説しています。

III. 中国法務の現場より

◆ 深セン日本人学校男児刺殺事件に関する中国国内の報道

2012 年以來停滞している日中関係に更なる悪影響を与える痛ましい事件が再度発生した。2024 年 9 月 18 日、中国広東省深セン市の日本人学校の男児（10 歳）が登校中、中国人男性（44 歳）にナイフで刺され、翌日に死亡した。この事件は、2024 年 6 月に中国江蘇省蘇州市に発生した蘇州日本人学校のスクールバスが刃物を持った男に襲われ、日本人の母子が負傷し、母子を守ろうとしたバス添乗員である中国人女性が死亡した事件³³に続き、3 か月以内に発生した 2 件目の日本人が中国で襲われた事件である。

今回の事件は、日本社会に衝撃を与え、マスコミに連日報道されているほか、上川陽子外相は 9 月 24 日に米ニューヨークで中国の王毅（ワンイー）外相と会談し、事件の動機を含む真相解明や中国に住む日本人の安全確保のための具体的措置、及び反日的な SNS の投稿を取り締まることを強く求め³⁴、柘植外務副大臣も 9 月 22 日に北京を訪れ、ほぼ同内容の要求を行った³⁵。それ以外にも、日本の政治家や評論家等が様々な発言を行い、世間の注目を集めている。

本稿は、今回の事件に関する地元（深セン市）政府の機関紙及び中国全土に影響力を有する新聞紙の報道、並びに 2024 年 9 月 26 日に東京のホテルニューオータニで開催された中国建国 75 周年記念レセプションにおける中国駐日大使の今回の事件に関するコメントを紹介し、特に中国側の本事件に対する見方への理解の参考に供するものである。

1. 深セン特区報³⁶による 2 件の報道

(1) 刺された学生が死亡、警察が事件の詳細を紹介（2024 年 9 月 20 日掲載）³⁷

9 月 18 日、深セン日本人学校の生徒（1 名）が登校中に暴徒に刃物で傷つけられ、救命処置が効かず 19 日未明に死亡した。深セン特区報によると、深セン警察はこの事件が偶発的なものであると判断しており、容疑者の鐘某はナイフで生徒を傷つけたことを認めており、法によって拘束された。事件は現在も捜査中である。

● 事故から 10 分後に救急車が現場に駆けつけた

9 月 18 日午前 7 時 55 分、深セン日本人学校の 10 歳の生徒が家族と歩いて登校中、鐘容疑者が刃物を持って凶行に及んだ。事件後、深セン警察は速やかに現場に赴き、鐘氏はその場で逮捕され、負傷した学生は直ちに近くの病院に運ばれた。

深セン市衛生健康委員会によると、同市の救急センターは通報を受けた後、近隣原則に基づいて第 1 時間に深セン市前海蛇口自由貿易区病院の救急車を現場に派遣し、負傷者は 8 時 15 分に病院に

³³ <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240628/k10014494931000.html>

³⁴ <https://www.asahi.com/articles/ASS9R7KD3S9RULFA001M.html>

³⁵ <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240923/k10014589741000.html>

³⁶ 深セン特区報は深セン市共産党委員会の機関紙として、深セン市の権威性を有する第一位の新聞紙として、深セン乃至全国的に重要な影響力を有し、1 日の発行数は 45 万部、中国の全ての大・中都市と 98% 以上の県で発行されているようである（https://baike.baidu.com/item/%E6%B7%B1%E5%9C%B3%E7%89%B9%E5%8C%BA%E6%8A%A5/6622445?fr=ge_alia）。

³⁷ <https://www.xhby.net/content/s66ed0c81e4b00cab55aac47b.html>

搬送された。関係部門は迅速に医療救急チームを結成し、深セン市の医療専門家による緊急会診を行うと共に、広東省衛生健康委員会と調整して省の医療専門家を派遣させた。

「救急車は8時05分に現場に到着し、医療スタッフは直ちに複数の救急措置を講じ、負傷者の心拍が回復後、手術室に搬送された。多くの専門家が救助に全力を尽くし続けたが、負傷者は重傷のため、19日午前1時36分に死亡が確認された。」と医療救急チームのリーダーである深セン市児童病院の麻曉鵬院長は説明した。

麻曉鵬氏によると、深セン市衛生健康委員会の調整の下、深セン市人民病院、深セン市児童病院、香港大学深セン病院、深セン市南山区人民病院、及び広州市婦人児童医療センターの多方面の専門家が深セン市前海蛇口自由貿易区病院に赴き、救助を支援した。また、「救助の過程で、専門家グループは負傷者の家族と緊密な連絡を保ち、負傷者の最新状況と救急措置を即時に伝え、家族の協力と確認を得た。」と麻曉鵬氏は説明した。

● 容疑者は無職で単独犯

記者が深セン市公安局から得た情報によると、事件後、鐘容疑者はその場で逮捕された。調査によれば、鐘某、男性、44歳、漢族、無職で、2015年に公衆電信施設を破壊した容疑で東莞警察に保釈され、2019年に虚偽情報を流布して公共秩序を乱した容疑で深セン警察に行政拘留されたことがある。鐘氏はナイフを持って生徒を傷つけたことを認めている。捜査の結果、この事件は偶発的な事件で、鐘氏は単独で犯行を行ったことが確認された。鐘氏は9月18日の事件当日、公安機関に法に基づいて刑事拘留の強制措置を取られた。現在、事件はさらに捜査中である。

深セン市の日本人外国人子女学校は富士フィルム製造（深セン）有限公司が発起し、深セン日本商工会の会員企業の寄付により、教育部の認可を得て設立した非営利の全日制外国人子女学校で、学生はいずれも深セン市とその周辺地域に居住し、日本国籍を持つ適齢児童であることが分かった。

事件後、深セン市、区の教育部門は直ちに応急対応メカニズムを起動し、深セン市南山区教育局は専門の心理カウンセリングチームを編成し、随時同校の生徒のために心理相談と感情カウンセリングサービスを提供する準備を整え、人文的な配慮と心理的なサポートを最大限に行う努力をしている。深セン市の関係者は病院を訪れ、負傷者を見舞い、家族を慰問した。深セン市及び区の関連部門は被害者の家族に対してサービス保障を提供し、家族、親戚や友人の追悼活動に可能な限りの便利や協力を提供する。

深セン市の関係責任者は、今回の不幸な事件が発生したことに深い悲しみと遺憾の意を表し、被害者の生徒とその家族に深い哀悼の意を表明すると共に、できる限り早く事件の真相を究明し、法に基づいて凶行者を厳しく罰することを約束した。現在、深セン市の警察、教育機関などは、安保措置をさらに強化し、学校周辺や公共の場の安全対策を強化し、学校の安全防止対策を適切に行えるよう指導している。深セン市は長年にわたり、良好な法治と治安環境の構築に努めており、深センで働き、学び、観光し、生活する外国人に法治化された国際的で便利な環境を提供することを目指しており、今後もすべての深センに滞在している方、特に外国人の生命財産の安全と合法的権利を保障するための効果的な措置を講じていく。

19日夜、深セン市民が自発的に現場に献花し、哀悼の意を表した。暴力行為に対して最も強い怒りと非難を示し、「凶行者は卑劣極まりない」とし、法治と文明の限界に挑戦するものであり、許容できないと述べた人もいる。また、「この子供の国籍とは関係なく、深センで生活し学んでいる以上、彼は深センの子供である」とのコメントもあった。さらに花を捧げた市民の中には、家族が

必要とする場合には手を差し伸べる意向を示した人もおり、「私たちは共に深センに住んでいるから」と述べた。

● **外交部：中国政府はいかなる違法暴力行為も許さない**

外交部の林剣報道官は 19 日、中国政府はいかなる違法暴力行為も許さず、中国側は一貫して有効な措置をとり続け、在中国のすべての外国人の安全を保障すると述べた。

当日の定例記者会見で、記者が「19 日に日本の広州総領事館が、18 日に深センで刺された男児が亡くなったと発表したことについて、どう受け止めているか。」と質問した。

林剣氏は「中国側はこのような不幸な事件の発生を遺憾に思い、心を痛めている。男児の死を悼み、彼の家族にお見舞いを申し上げる」と述べた。

林剣氏によると、この男児は日本国籍で、両親はそれぞれ日本人と中国人であった。男児は襲撃を受けた後、直ちに病院に搬送され、広東省の医療専門家による全力の救命措置が施された。中国側は、男児の家族に対して必要な支援を提供する予定だという。

林剣氏は、「事件は現在も調査中であり、中国の関係当局は法に基づいて対応する。現時点で得られている情報によれば、これは個別の事件である。中国は法治国家であり、違法な暴力行為は一切容認せず、法に基づいて事件を調査し、犯罪者を厳しく処罰する。」と述べた。

また、林剣氏は、「中日両国はこの事件について緊密なコミュニケーションを維持している。私たちは、日本を含む各国の人々が観光や留学、ビジネス、生活のために中国を訪れることを常に歓迎している。」と述べ、「このような個別の事件が、中日両国の交流や協力に影響を与えることはない」と信じている。」と語った。

(2) 違法な暴力行為は厳しく処罰されなければならない (社説、2024 年 9 月 20 日掲載) ³⁸

9 月 18 日の朝、深セン日本人学校に通う生徒が登校中に容疑者である鍾某に襲われ、負傷した。負傷者は病院に緊急搬送され、懸命な救命措置が施されたものの、重傷のため残念ながら命を落とした。このニュースが広まると、多くの市民やネットユーザーは驚きと怒りを隠せなかった。この学生の不幸な死に対して深い悲しみを感じるとともに、容疑者の狂気に満ちた行為を強く非難する。

無実の人々を暴力で傷つけること、特に子供に手をかけることは、人類文明の限界に挑戦するものであり、法を冒瀆する行為だ。中国は法治国家であり、いかなる違法な暴力行為も決して容認されない。警察はすでに学生を刺した鍾某に対し刑事拘留という強制措置を取っており、現在この事件はさらなる捜査中である。関係当局は事件の真相を速やかに解明し、法に基づいて凶行者を厳しく処罰することが期待されており、これは社会全体の共通の念願である。

警察の調査によると、鍾某は単独犯であり、この事件は偶発的なものであることが確認されている。鍾某の暴力行為が決して中国の一般人の素養を代表するものではないことは確実である。極端な事件が社会全体の状況を反映しているわけでもない。少数の極端な事件をもって社会全体の正エネルギーを否定するのは、適切な態度ではない。

³⁸ https://mp.weixin.qq.com/s?__biz=MjM5MDA2MDMwMA==&mid=2651246262&idx=1&sn=3ce67b58910b68ebfb966edce0ad8b61

外交部の報道官が記者の質問に答えたように、中国は常に、そして今後も、在中国のすべての外国人の安全を保障するために有効な措置を取っている。深センは中国の対外開放や文化交流の先駆けとして、長年にわたり優れた法治と治安環境の整備に努めており、すべての深センにいる人々の生命・財産の安全と合法的権利を確実に保障している。外国の方々にも、深センで観光、学習、ビジネス、生活を安心して楽しんでいただける環境を提供し続けている。深センに来れば、あなたも深センの一員だ。深センは私たち皆の共通の家である。

2. 南方都市报³⁹による報道（社説、2024年9月20日掲載）⁴⁰

凶悪犯を厳しく処罰し、いかなる違法な暴力行為も決して容認しない

9月18日午前8時頃、深セン日本人学校に通う10歳の児童が刃物で襲撃され、病院に緊急搬送された。省や市の医療専門家たちによる全力の救命措置が施されたものの、負傷者は9月19日午前1時36分、重傷のため死亡が確認された。

このような若い命が、花を咲かせることなく散ってしまったことは、胸が締め付けられるような悲報だ。被害者の家族にとって、この1日はどれほどの悲しみと苦しみに満ちたものであったか、想像を絶する。親として、また子を持つ者として、このような子供への残忍な暴力を許すことはできず、心からの怒りを覚える。

無辜の被害者に哀悼の意を表し、子供を失った家族に深いお悔やみを申し上げたい。そして、加害者に対して強い非難の意を表す！

このような暴力で子供が傷つけられることは決して容認できず、絶対に許さない。学校の門前で、何の理由もなく刃物で襲われた子供にとって、その恐怖と痛みは言葉で表しようのないものだ。また、この都市全体としても、驚きと怒りが広がっている。「私たちが命に敬意を持つとき、世界は私たちの前に無限の生を示してくれる」「慈悲の心を育て、命を傷つけることを避けることが、究極の仁愛である」という言葉が示すように、命を尊重することはすべての文明国家と社会が共有する価値だ。

犯罪者はどのような人間なのか？どれほど歪んだ心理が無辜の子供に対してこのような罪を犯させたのか？「自分の親を敬うように他人の親も敬い、自分の子供を大切にするように他人の子供も大切にする」という古代の教えを彼は知らなかったのだろうか？いかなる理由があっても、このような人間性の限界を超えた残虐行為は容認されず、現代社会の共通の価値に挑戦し、侵害するものである。

どの文明社会においても、法や人間性の限界を超えた暴力犯罪は決して許されない。これは人類全体の共通の利益であり、私たちすべてが守るべきものである。SNSでは多くの深セン市民が、各自の方法で悲しみと謝意を表明している。これは、亡くなった子供に対する最も純粋な感情であり、無意味に子供に向けられた暴力と害悪は許されざる罪である。それは、まず正常な社会秩序に対する残忍な侵害であり、不特定多数の人々が享受する平和で安全な環境に対する脅威であり、さらに深センという高度な対外開放を誇る現代都市に対する挑戦でもある。最終的には、道徳的な非難と法的な厳しい処罰を受けることになる。

³⁹ 南方都市报は中国の南方における代表的な新聞紙であり、中国全土においても、影響力を有する主流メディアと言われている (<https://baike.baidu.com/link?url=6q5f7SDx2uhQG2amr67EUEAUZbcwILCaYH305Ax9EuGwVhhVfxFlgMYkCz8jb36XwKpsA3uI3skPpvGPfBQ5QOCtpQR5gyRhCcyciyaskiY9HpB2XcIxcvcV0W6QSiY>)。

⁴⁰ <https://new.qq.com/rain/a/20240920A055TJ00>

深センは中国の改革開放の窓口であり、夢を実現する場所として知られている。この都市は長年にわたり、すべての住民、旅行者、ビジネスマンに対して安全で便利な環境を提供してきた。高水準の開放が進む中、深センで生活し、働くすべての人々、外国人も含め、命や財産、合法的な権利はより一層強力に守られるだろう。文明、法治、平和は人類全体にとってかけがえのない価値であり、いかなる違法な暴力行為も決して許されない。犯罪者は厳しく処罰され、社会の安定と平和はしっかりと守られるだろう。なぜなら、私たちは同じ都市に住み、同じ精神を共有しているからだ。

3. 中国駐日大使のコメント

2024年9月26日に東京のホテルニューオータニ（鶴の間）で開催された中国の建国75周年記念レセプションにおいて、中国の呉江浩駐日大使は今回の事件について、以下のとおりコメントした。

「我々は先日、深センで起きた児童襲撃事件に心を痛め、不幸にして亡くなられた子供に深い哀悼の意を表します。中国側は法に基づいて事件を捜査、審理し、いかなる形の暴力犯罪行為も断固として取り締まります。

中日双方は冷静にこの件を善処し、引き続き有効な措置を講じて相手国の国民の安全を保障し、同時に揺るぐことなく交流を強化し、相互理解を増進し、中日関係の健全な発展のために民意の基盤を絶えず固めなければならない。」

本稿の執筆担当が上記の式典に出席し、呉駐日大使のコメント発言時に撮った写真は以下のとおりである。



執筆担当：田 暁争

IV. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
2024 年 8 月号	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品分野に関する独占禁止ガイドライン（パブリック・コメント） 会社登記管理に関する実施弁法（パブリック・コメント） 	<ul style="list-style-type: none"> 初の中国製 3A ゲームが登場、中国ゲーム業界に激震
2024 年 7 月号	<ul style="list-style-type: none"> 独占民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈 会社法適用の時的効力に関する若干規定 	<ul style="list-style-type: none"> 登録資本登記管理制度の施行に関する国务院の規定 競業避止義務と営業秘密保護について
2024 年 6 月号	<ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインにおけるセンシティブ個人情報識別ガイドライン（意見募集稿） 水平型事業者集中審査ガイドライン（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 日中における著作権保護期間の差異
2024 年 5 月号	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国関税法 ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定 	<ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院が 2023 年 10 大知財事件を公表 北京市の住宅購入規制の緩和措置
2024 年 4 月号	<ul style="list-style-type: none"> 越境サービス貿易ネガティブリスト（2024 年版）と自由貿易試験区越境サービスネガティブリスト（2024 年版） 国家外貨管理局による項目外貨業務ガイド(2024 年版)の印刷・公布に関する通知 	<ul style="list-style-type: none"> 「大谷翔平」商標の中国での出願における実体審査のポイント 中国商標ブローカーに対する商標権侵害等を理由とした訴訟について 使用環境特徴と機能的特徴の認定が争点となった事例
2024 年 3 月号	<ul style="list-style-type: none"> 国家秘密保護法（2024 年改正） 消費者権益保護法実施条例 	<ul style="list-style-type: none"> AI が生成するウルトラマン画像の著作権侵害について生成 AI サービス提供事業者の責任を認めた中国の裁判例 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-3 コンピュータソフト・AI 関連発明審査基準 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-4 不正出願対策 データの越境流動の促進と規範規定について

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
<u>2024年2月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 「会社法」登録資本登記管理制度の施行に関する国務院の規定（意見募集稿） 内地と香港特別行政区法院との民商事案件判決の相互承認と執行に関する最高人民法院の手配 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者集中申告基準について
<u>2024年1月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 会社法（2023年改正法） 	<ul style="list-style-type: none"> 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-1 特許期間調整 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-2 遅延審査制度
<u>2023年12月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院による「民法典」契約編通則の適用における若干問題に関する解釈 最高人民法院による「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の適用における若干問題に関する解釈（二） 最高人民法院による労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈（二）（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 2023年11月7日北京市知的財産局主催の国別知的財産セミナーへの登壇について 侵害訴訟中に被疑侵害者が権利無効の抗弁を行った事例 2023年11月29日浙江省知的財産局主催の知財ハイレベル人材育成セミナーへの登壇について AIが生成した画像の著作物性と著作権侵害が初めて認められた中国の裁判例 ネットワークセキュリティインシデント報告管理弁法（意見募集稿）について グレーターベイエリア（内地、香港）個人情報越境流動標準契約実施手引きについて 専利法実施細則改正内容の公表
<u>2023年11月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者インターネット保護条例 「ハーグ条約」への加入及び実施開始 	<ul style="list-style-type: none"> 中国深セン市での特許セミナー講師
<u>2023年10月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> テスラ表示の使用に関する権利侵害訴訟(馳名商標認定) 	<ul style="list-style-type: none"> 中国個人情報の越境移転に関する重要な立法動向（「データの越境流動 規範と促進規定」意見募集稿について） 知的財産局が「特許遅延審査のガイドライン」を発表 GUIの意匠権に基づくソフトウェア提供者への権利行使が認められた事例
<u>2023年9月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 民事訴訟法の改正に関する決定 外国国家免除法 企業名称登記管理規定実施弁法 	<ul style="list-style-type: none"> 社内資料に基づく先使用の抗弁が認められた事例

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2024年10月2日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ジャカルタ/クアラルンプール

現地デスク

フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア